客引き行為等の防止に向けた「街頭啓発キャンペーン」を実施します！

本市では、「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、市民の皆様が安心して過ごせる環境づくりに取り組んでおります。

本条例は、平成 28 年7月の施行から 10 年を迎えました。

今年度は、8月より従来の警察 OB 職員による巡回指導に加え、民間警備会社への業務委託を組み合わせた「ハイブリッド体制」を構築し、抑止力及び指導体制を強化しております。

このたび、人出が増加する年末の繁華街における客引き行為等の未然防止及び条例の周知・遵守の徹底を図るため、下記のとおり地域住民の皆様、四日市南警察署、受託事業者及び四日市市が合同で街頭啓発キャンペーンを実施いたします。



（令和7年 12 月 街頭啓発キャンペーン）



（令和 8 年 8 月 出発式）

1. 目的

条例施行 10 周年を機に、客引き行為の「しない・させない・利用しない」という意識を広く周知し、安全で快適な街頭環境を維持する。

2. 日時・場所

日時 ： 令和8年 12 月 18 日（金）18 時 00 分から 18 時 30 分

場所 ： 諏訪栄町周辺、近鉄四日市駅ふれあいモール周辺

3. 参加者

諏訪栄町・西新地地区防犯協議会の皆様

四日市南警察署（署長、署員）

四日市市（市長、市職員、受託事業者）　ほか

客引き行為等の防止に向けた街頭啓発キャンペーン（概要）

1. 実施内容

諏訪公園南入口付近での開会式の後、中心市街地（アーケード街）を行進しながら、通行人や店舗関係者へ啓発チラシ・ティッシュを配布します。

「客引き行為をしない・させない・利用しない」の徹底を呼びかけるとともに、ハイブリッド巡回による継続的な監視体制を周知します。

2. タイムスケジュール（予定）

① 18 時 00 分

開会・挨拶（諏訪公園南入口付近）

・諏訪栄町・西新地地区防犯協議会副会長

・四日市南警察署長

・四日市市長

② 18 時 05 分

啓発パレード開始（諏訪公園 → 商店街 → ふれあいモール）

横断幕・のぼりを掲げ、通行人へ呼びかけながら行進

③ 18 時 15 分

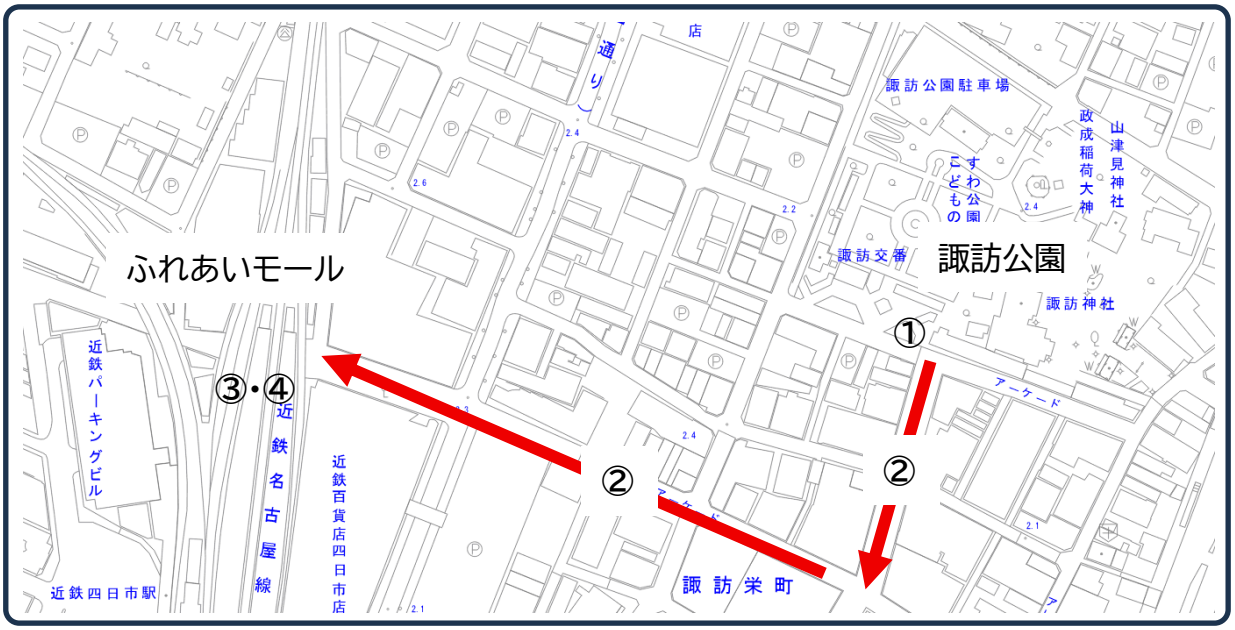
ふれあいモール到着・啓発活動

駅利用者・来街者への啓発物品配布及び呼びかけ

④ 18 時 30 分

終了・解散

※当日の天候状況等により中止となる場合がございます。開催の有無については、市民協働安全課までご確認ください。



【本件に関するお問い合わせ先】
四日市市　市民協働安全課（担当：谷）
電話：059-354-8179